附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十二年三月以前の月分の予防接種法による障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

2　平成二十二年三月以前に受けた介護に係る原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当及び同月三十一日以前の死亡に係る同法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百三号

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「二百五十八人」を「二百六十四人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百四号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第二項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第三十四条、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項並びに特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「平成二十一年四月」を「平成二十二年四月」に、「四万千七百二十円」を「四万千百四十円」に改める。

第二条の四第二項中「〇・〇一八四一六二」を「〇・〇一八一六一八」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「平成二十一年四月」を「平成二十二年四月」に、「三万三千八百円」を「三万三千三百三十円」に、「五万七百五十円」を「五万五十円」に改める。

第九条の二中「平成二十一年四月」を「平成二十二年四月」に、「一万四千三百八十円」を「一万四千百八十円」に改める。

第十条の二中「平成二十一年四月」を「平成二十二年四月」に、「二万六千四百四十円」を「二万六千八十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「平成二十一年四月」を「平成二十二年四月」に、「一万四千三百八十円」を「一万四千百八十円」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正）

第四条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「平成二十一年四月」を「平成二十二年四月」に、「十三万七千四百三十円」を「十三万五千五百四十円」に、「五万七百五十円」を「五万五十円」に、「四万七千三百円」を「四万六千六百五十円」に、「三万三千八百円」を「三万三千三百三十円」に、「一万六千九百五十円」を「一万六千七百二十円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第五条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を次のように改める。

（特別障害給付金の額の改定）

第一条の二　平成二十二年四月以降の月分の特別障害給付金については、法第四条の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　平成二十二年四月以降の月分の児童扶養手当について、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成十七年法律第九号）第一項の規定の適用がある場合においては、第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項中「〇・〇一八一六一八」とあるのは、「〇・〇一八四一六二」とする。

第三条　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の規定（前条の規定の適用がある場合には、同条の規定）は、平成二十二年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫